

## 豊田市上下水道局週休2日制工事実施要領

### (目的)

第1条 建設業界では、若手や女性技術者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。このため、豊田市上下水道局では、企業や労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図る取組として、発注者指定型の週休2日工事を実施する。受注者は本取組の趣旨を踏まえ、「完全週休2日」の取得を目指すものとする。

### (用語の定義)

第2条 本要領における用語を次のとおり定義する。

- (1) 休工とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、現場見学会の実施、ボランティア活動等の地域貢献活動への参加等も休工として取り扱う。
- (2) 祝日とは、「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）」に規定する休日をいう。
- (3) 休工率とは、対象期間日数に対する休工日数の割合をいう、休工日数を対象期間日数で除して求めるものとする。
- (4) 工事完成日とは、工事完成届提出日をいう。

### (対象工事)

第3条 豊田市上下水道局の発注工事で、設計書の単価適用日が令和7年4月1日以降の全ての工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は除く。

- (1) 公共建築工事、土木工事電気通信及び機械設備積算基準を適用する工事
- (2) 著しく施工期間が短い工事（施工必要日数が5日以内の工事）
- (3) 通年維持工事等小規模な現場が点在する工事
- (4) 緊急の応急復旧工事
- (5) 発注者が対象外とする作業を実施する期間が、対象期間の大部分を占める工事

(形式)

第4条 週休2日の形式は、次のとおりとする。また、達成状況の評価方法については、(別紙1-1)、(別紙1-2)及び(別紙1-3)によることとする。

(1) 完全週休2日(別紙1-1)

完全週休2日とは、対象期間(第5条)内において「土曜日」、「日曜日」、「祝日」を基本の休工対象日とすることをいう。

ただし、地元条件等により、土曜日又は日曜日に作業を行い、同一週(土曜日の場合は、その前の月曜日から金曜日、日曜日の場合はその後の月曜日から金曜日)で振替休工を取得した場合は休工と認めるものとする。

(2) 月単位の週休2日(別紙1-2)

月単位の週休2日とは、対象期間(第5条)内の全ての月ごとにおいて休工率が28.5%(4週8休)以上であることをいう。

(3) 通期の週休2日(別紙1-3)

通期の週休2日とは、対象期間(第5条)内において休工率が28.5%(4週8休)以上であることをいう。

(対象期間)

第5条 対象期間は、契約締結日の翌日(フレックス工期を適用する場合は工事の始期)から工事完成日までのうち、以下の非対象期間を除いた期間とする。

(1) 準備期間(契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置、測量はこの期間に含む。)

(2) 後片付け期間(施工を完了した日の翌日から工事完成日までの期間)

(3) 夏季休暇(3日間)

(4) 年末年始休暇(6日間)

(5) 工場製作のみの期間

(6) 工事事務等による不稼働期間

(7) 他工事、他事業による不稼働期間(受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間)

(8) 天災(豪雨、出水、土石流、地震等)に対する突発的な対応期間

(9) 工事全体を一時中止している期間

(10) 発注者が対象外とする作業を実施する期間(施工条件や地元条

件、災害対応等、受注者の責によらず週6日以上の現場作業を余儀なくされる期間)

(取組内容)

第6条 週休2日制工事の実施工事の取組内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 対象工事の受注者は、当初施工計画書(工場製作を伴う場合は、現場施工計画書)に、休工予定日及び非対象期間が分かる休工取得計画表を添付し提出する。
- (2) 対象工事の受注者は、毎月5日までに、工事打合簿により実施結果(休工日及び非対象期間を明示)を提出するものとし、監督員はこれを確認する。
- (3) 対象工事の受注者は、月単位の週休2日、又は通期の週休2日が達成できないことが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。
- (4) 発注者が週休2日に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。
- (5) 対象工事の受注者は、通期の週休2日が達席できなかった場合は、未達成の要因及び改善策を工事完成検査日までに発注者に報告する。なお、受注者の責によらず達成できなかった場合はこの限りではない。

(工事成績評定)

第7条 工事成績評定については、次のとおりとする。

(1) 完全週休2日工事

完全週休2日が達成された場合は、工事成績評定の総括監督員の評価項目「6. 社会性等 I. 地域への貢献等 7. その他」において評価する(別紙2-1参照)。

(2) 月単位及び通期の週休2日工事

月単位及び通期での週休2日の達成の場合は、工事成績評定の評価の対象としない。

- 2 提出された実施工程表や施工計画書が週休2日の取得を前提にしていななど、明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定の総括監督員の評価項目「7. 法令遵守等 9. その他」の項目において、2点減点する。(別紙2-2参照)

(経費の補正)

第8条 週休2日制工事の取組を推進するため、週休2日制工事の実施工事については、次により経費の補正を行う。

- (1) 発注者は、当初設計において、補正係数表の「月単位の週休2日」の補正係数を適用する。
- (2) 「月単位の週休2日」が達成できない場合、休工状況に応じて以下の補正係数に変更する。
- (3) 現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量や調査・設計など外注が想定される業務については、補正の対象としない。

補正係数表

休工状況の適用区分	月単位の週休2日(4週8休以上)※	通期の週休2日(4週8休以上)	通期の週休2日未満(補正なし)
労務費	1.04	1.02	1.00
機械経費(賃料)	1.02	1.02	1.00
共通仮設費率	1.03	1.02	1.00
現場管理費率	1.05	1.03	1.00

※当初設計時適用補正係数

- (4) 土木工事市場単価の補正対象及び補正係数は、別紙3による。
- (5) 土木工事標準単価の補正対象及び補正係数は、別紙4による。
- (6) 下水道工事市場単価の補正対象及び補正係数は、別紙5による。

(工事名)

第9条 本要領を適用し発注する工事は、工事名の末尾に「(週休2日)」を追記する。

(特記仕様書)

第10条 本要領を適用し発注する工事の特記仕様書の記載は以下のとおりとする。

- (1) 発注者は、特記仕様書の「施工条件の明示」において、以下のことを明示する。
  - ア 本要領の対象工事であるか否か
  - イ 週休2日を実施しない工事の場合はその理由
  - ウ 対象工事の場合で、第5条(10)に該当する週休2日の対象

外の作業を設定する場合はその内容

(2) 発注者は、特記仕様書の本文に以下の文章を追記する。

「第〇条 本工事は、週休2日制工事の対象工事とする。なお、週休2日制工事については、「豊田市上下水道局週休2日制工事実施要領によるものとする。」

(対象工事への変更)

第11条 第3条(5)の理由により週休2日制工事の対象外とした工事において、契約後に受注者が対象工事とすることを希望する場合、発注者が第2項により問題ないと判断した場合には、変更協議を行い、対象工事とすることができる。ただし、このことを理由とする工期延期は行わない。

2 前項により発注者が問題ないと判断できる場合とは、第5条(10)における施工条件や地元条件、災害対応等の条件が緩和されたことを発注者が確認でき、対象工事とすることに支障が無い場合とする。

附 則

この要領は令和4年4月1日から施行する。

なお、本要領の施行をもって、「豊田市上下水道局完全週休2日制工事試行実施要領」は廃止する。

附 則

この要領は令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和7年4月1日から施行する。